

道路資産保有及び貸付状況（路線別）

分類	地域路線網（阪神高速道路・阪神圏）		155					
路線名	兵庫県道高速神戸西宮線		道路名	3号神戸線	道路の種類	兵庫県道	道路管理者	兵庫県知事・神戸市長
保有・貸付概要	延長		25.3	キロメートル	区間	神戸市須磨区月見山町 から		
		うち供用延長	25.3	キロメートル		西宮市今津水波町 まで		
		うち新設延長	(0.0)	キロメートル	重要な経過地	神戸市長田区、兵庫区、中央区、灘区、東灘区、芦屋市		
			0.0					
	貸付先	阪神高速道路（株）						
貸付期間	令和5年3月31日まで							
供用開始の区間及び年月日	京橋～柳原（S41.10.18）、京橋～生田川（S43.7.30）、若宮～柳原（S43.7.30）、月見山～若宮（S44.4.25）、生田川～摩耶（S44.8.1）、摩耶～西宮（S44.2.23）、西宮出路（S45.3.14）、西宮入路（S45.3.31）、芦屋入路（S46.4.1）、魚崎出入路（S49.12.3）、深江出入路（S53.3.18）							
サービスエリア及びパーキングエリア	京橋PA							

・延長の数値は、100mを最小単位として、機構の保有資産が含まれている区間を全て合計したものの延長です。但し、「うち新設区間延長」の括弧内の数値は、既に機構が資産を保有している区間を含む、協定に基づき高速道路会社が新設を行う区間の総延長です。